

## 令和2年第1回御宿町議会定例会

### 議事日程（第2号）

令和2年3月5日（木曜日）午前10時開議

- 日程第 1 議案第13号 月の沙漠記念館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 議案第14号 御宿町営プール設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議案第15号 御宿町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第16号 御宿町水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第17号 第2期御宿町次世代育成支援行動計画及び子ども・子育て支援事業計画の策定について
- 日程第 6 議案第18号 令和元年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第 7 議案第19号 令和元年度御宿町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 8 議案第20号 令和元年度御宿町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 9 議案第21号 令和元年度御宿町一般会計補正予算（第9号）
- 日程第10 議案第22号 令和2年度御宿町水道事業会計予算
- 日程第11 議案第23号 令和2年度御宿町国民健康保険特別会計予算
- 日程第12 議案第24号 令和2年度御宿町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第13 議案第25号 令和2年度御宿町介護保険特別会計予算
- 日程第14 議案第26号 令和2年度御宿町一般会計予算（説明のみ）

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員（12名）

1 番	岡 本 光 代 君	2 番	田 中 とよ子 君
3 番	市 東 和 之 君	4 番	土 井 茂 夫 君
5 番	立 野 暁 広 君	6 番	藤 井 利 一 君
7 番	貝 塚 嘉 軼 君	8 番	高 橋 金 幹 君
9 番	伊 藤 博 明 君	10 番	堀 川 賢 治 君
11 番	北 村 昭 彦 君	12 番	滝 口 一 浩 君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	石 田 義 廣 君	教 育 長	齊 藤 弥四郎 君
総 務 課 長	大 竹 伸 弘 君	企画財政課長	田 邊 義 博 君
産業観光課長	殿 岡 豊 君	教 育 課 長	金 井 亜紀子 君
建設環境課長	埋 田 禎 久 君	税務住民課長	齋 藤 浩 君
保健福祉課長	渡 辺 晴 久 君	会 計 室 長	岩 瀬 晴 美 君

---

事務局職員出席者

事 務 局 長	吉 野 信 次 君	主 任 主 事	鶴 岡 弓 子 君
---------	-----------	---------	-----------

---

◎開議の宣告

○議長（土井茂夫君） 皆さん、おはようございます。

本日の日程は、あらかじめお手元に配付しました日程のとおりです。よろしくお願ひいたします。

伊藤議員所用のため遅れておりますので、ただいまの出席議員は11名です。

よって、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議会だより編集のため、議場内の写真撮影を許可いたしました。

傍聴人に申し上げます。

傍聴にあたっては、傍聴規則に従い静粛にお願いいたします。

なお、携帯電話の類いは使用できませんので、電源をお切りください。

（午前10時00分）

---

◎議案第13号の上程、説明、質疑、採決

○議長（土井茂夫君） これより日程に入ります。

日程第1、議案第13号 月の沙漠記念館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

殿岡産業観光課長より議案の説明を求めます。

殿岡産業観光課長。

○産業観光課長（殿岡 豊君） それでは、議案第13号 月の沙漠記念館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本改正の趣旨でございますが、地方公務員法の一部改正を受け、これまで非常勤特別職として運用しておりました月の沙漠記念館長の職を会計年度任用職員に移行することに伴い、職務内容、権限等について、所要の改正を行うものです。

それでは、改正内容について新旧対照表にてご説明いたしますので、本議案の2枚目をご覧ください。表右側が改正前、左側が改正後になります。

第6条でございますが、特別観覧等に係る入館料の設定及び返還等に関する規定であり、これまで館長の職責において運用しておりましたが、会計年度任用職員の職務権限を踏まえ、町長に改めるものです。

次に、第7条の改正でございますが、入館料等の減免に関する規定であり、第6条改正と同様、許可権限を館長から町長に改めるものです。

第8条でございますが、施設の利用許可及び利用拒否等に関する規定であり、前条同様、その権限について、館長から町長に改めるものです。

附則でございますが、施行日について、令和2年4月1日と定めております。

以上で説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（土井茂夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第13号に賛成の方は、挙手願います。

（挙手全員）

○議長（土井茂夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第13号は原案のとおり可決することに決しました。

---

#### ◎議案第14号の上程、説明、質疑、採決

○議長（土井茂夫君） 日程第2、議案第14号 御宿町営プール設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

殿岡産業観光課長より議案の説明を求めます。

殿岡産業観光課長。

○産業観光課長（殿岡 豊君） 議案第14号 御宿町営プール設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本改正につきましては、地方公務員法の一部改正に伴い、非常勤特別職に関わる運用の厳格化が図られ、令和2年4月1日から施行されます。これを受けプール運営委員会について、こ

れまで規則運用していましたが、条例において位置づけを明確にたく、所要の改正を行うものです。

それでは、改正内容について新旧対照表にてご説明いたしますので、本議案の2枚目をご覧ください。表右側が改正前、左側が改正後になります。

第3条でございますが、プール運営委員会の設置について条例に規定するものであり、第2条の次に1条を加えるものです。この改正に伴い条番号の変更が生じることから、改正前第3条以降について、1条ずつ条の繰下げ処理を併せて行っております。

また、改正前第3条については、条の繰下げを行うほか、「伝染病患者」を「感染症患者」に改め、施設利用条件に関わる文言の整理を行っております。

改正前4条につきましては、本改正に伴い条番号に変更が生じることから、引用条項である第3条第3項を第4条第3項に改めるものです。

改正前第9条の委任条項ですが、条の繰下げを行うほか、「町長が」の次に「別に」を加え、条文を構成しております。

最後に、別表関係でございますが、見出しについて条番号の変更に伴い所要の改正を行っております。

附則でございますが、施行日について、令和2年4月1日と定めております。

以上で説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（土井茂夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第14号に賛成の方は、挙手願います。

（挙手全員）

○議長（土井茂夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第14号は原案のとおり可決することに決しました。

---

◎議案第15号の上程、説明、質疑、採決

○議長（土井茂夫君） 日程第3、議案第15号 御宿町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

埋田建設環境課長より議案の説明を求めます。

埋田建設環境課長。

○建設環境課長（埋田禎久君） 議案第15号 御宿町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

本案は、地方自治法の一部改正に伴い条項の移動があるため、その規定を引用している御宿町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正するものです。

それでは、改正の内容につきまして、新旧対照表によって説明させていただきますので、新旧対照表をご覧ください。

第7条につきましては、議会の同意を要する賠償責任の免除について定めたものですが、引用する地方自治法の改正により条ずれが生じたことから、第243条の2第8項を第243条の2の2第8項に改めるものです。

附則といたしまして、この条例の施行期日を令和2年4月1日からとするものです。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（土井茂夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第15号に賛成の方は、挙手願います。

（挙手全員）

○議長（土井茂夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第15号は原案のとおり可決することに決しました。

---

◎議案第16号の上程、説明、質疑、採決

○議長（土井茂夫君） 日程第4、議案第16号 御宿町水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

埋田建設環境課長より議案の説明を求めます。

埋田建設環境課長。

○建設環境課長（埋田禎久君） 議案第16号 御宿町水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

本案は、地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、令和2年4月1日から会計年度任用職員制度が導入されること、また、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告に基づく住居手当の改正を行うため、御宿町水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正するものです。

それでは、改正の内容につきまして、新旧対照表によって説明させていただきますので、新旧対照表をご覧ください。

第2条につきましては、給与の種類について定めたものですが、会計年度任用職員の給与に関しては、別に条文を設けるため第2条から除くものです。

次に、第6条につきましては、住居手当について定めたものですが、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告に基づき、手当の支給対象となる家賃額の下限を4,000円引き上げ、1万2,000円を1万6,000円に改め、「当該各号に掲げる額」を「当該各号に定める額」に字句を改めるものです。

第1号、第2号では、家賃の月額と控除額をそれぞれ4,000円引き上げるとともに、手当額の上限を1,000円引き上げ、2万7,000円を2万8,000円に改めるものです。

次に、第19条につきましては、会計年度任用職員の給与について新たに定めるものですが、第1項第1号は、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げるパートタイム職員に係る給与の種類を、2ページに移りまして、同項第2号は、地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げるフルタイム職員に係る給与の種類を規定したものであります。

また、第2項において、給与については、令和元年12月定例会で可決となった第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例及び第2号会計年度任用職員の給与に

関する条例の規定を準用するものです。

また、第20条につきましては、委任について定めたものですが、会計年度任用職員の給与の条文を新たに設けたことによる条ずれです。

附則といたしまして、この条例の施行期日を令和2年4月1日からとするものです。

なお、令和2年度において会計年度任用職員を採用する予定はないことを申し添えます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（土井茂夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

7番、貝塚君。

○7番（貝塚嘉軼君） 7番、貝塚。

ただいま最後に、今年度この条例に該当する会計年度職員の採用はなしとお聞きしたのですが、今現在、これに当てはまる職員というのはおるのですか。それをお願いします。

○議長（土井茂夫君） 埋田建設環境課長。

○建設環境課長（埋田禎久君） 現在もおりません。臨時職員はおりません。

○議長（土井茂夫君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第16号に賛成の方は、挙手願います。

（挙手全員）

○議長（土井茂夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第16号は原案のとおり可決することに決しました。

---

#### ◎議案第17号の上程、説明、質疑、採決

○議長（土井茂夫君） 日程第5、議案第17号 第2期御宿町次世代育成支援行動計画及び子



ども・子育て支援事業計画の策定についてを議題といたします。

渡辺保健福祉課長より議案の説明を求めます。

渡辺保健福祉課長。

○保健福祉課長（渡辺晴久君） それでは、議案第17号 第2期御宿町次世代育成支援行動計画及び子ども・子育て支援事業計画の策定について説明いたします。

本計画は、次世代育成支援対策推進法及び子ども・子育て支援法に基づき市町村が策定する計画であり、今年度が第1期計画の最終年度であることから、これまでの取組の成果や課題の分析等を行った上で、令和2年度から5年間の第2期計画を策定するものです。

初めに、本計画の構成について説明いたしますので、3枚目の目次をお開きください。

第1章は、計画の策定の趣旨となっており、計画策定の背景と目的、計画の位置づけや対象、計画期間やこれまでの経緯等について記載しています。

第2章は、計画の基本的な考え方として、本計画の基本理念を記載しています。

第3章は、御宿町の子ども・子育ての現状とし、人口や出産、結婚、就労状況等の推移並びに教育・保育サービスの現状について記載しているほか、第1期計画の実施状況やアンケート調査の結果、課題などをまとめています。

第4章は、次世代育成支援行動計画となります。第3章でまとめた町の現状を踏まえ、計画の基本目標、施策方針、各施策の計画事業を記載しています。

第5章の子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育の提供区域や、児童の推計人口を記載しているほか、幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業についてまとめました。

第6章は、計画の推進についてですが、計画の推進体制及び進捗状況の管理について記載しています。

また、最後に資料編として、町子ども・子育て会議条例と会議委員の名簿を記載しています。

続いて、1ページをお開きください。

第1章、計画策定の趣旨ですが、初めに、先ほど説明した第2期計画策定の背景と経緯についてまとめてあります。

2ページをお開きください。

本計画の位置づけですが、法的には、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく計画と、子ども・子育て支援法第61条に基づく計画を一体的に策定したものです。

また、下段に記載のとおり、本計画は、今期から子どもの貧困対策の推進に関する法律に基

づく計画についても内包し、本町の子育て支援の総合的な計画となっています。

3 ページは、国・県、また、町の他の計画との関係について記載しています。

続いて、4 ページをお開きください。

本計画の対象を乳幼児から18歳までの子どもとその家庭及び子育て支援を町と連携して行う関係団体とし、計画期間は令和2年度から6年度の5年間としています。

次に、5 ページをご覧ください。

計画の策定体制と策定の経緯ですが、計画策定にあたり、前年度の2月にアンケート調査、今年度9月に保護者や事業者に対するヒアリング調査を実施した後、子ども・子育て会議での協議を経て、計画の素案を作成し、本年度1月に町民から幅広い意見を募集するためパブリックコメントを実施しました。また、併せて教育民生委員会等においても計画策定の経過等を報告させていただき、ご意見をいただいたところです。

次に、6 ページをお開きください。

第2章、計画の基本的な考え方となります。初めに計画の基本理念ですが、「やさしい眼差しの中で 心豊かな子どもが育つまち・おんじゅく」としました。この基本理念は、第1期の計画を原則継承したものであり、町総合計画にある「地域で支え合う子育て・福祉と教育のまちづくり」を推進するため、御宿町が先駆的に取り組んできた子育て事業などのさらなる充実を図るとともに、町全体で子どもたちを育み、子育て家庭を支え子育てしやすい町づくりを目指すことを表したものです。

7 ページから18 ページまでは、第3章、御宿町の子ども・子育ての現状となります。町の人口や出生率、婚姻の状況、就労の状況などについてまとめています。全体的な傾向としては、総人口及び年少人口の減少、また1世帯当たりの人員も減少していますが、未婚率や独り親世帯の増などが見られます。また、子育て世代である20代から40代についての就業場所は、町外で仕事をされる方が多くなっています。

19 ページから22 ページは、町の児童数や施設の利用状況の推移、23 ページと24 ページは、現行計画での子育て事業における実施状況等をまとめています。第1期計画の量の見込み値は、アンケート調査の結果を国から示された算出方法にて算出していますが、見込み量と実績に差がある事業については、児童数の減少や、アンケートでは「利用したい」と回答があったことから、ニーズ量を見込んだ事業について、実際には利用者が見込みに至らなかったものなどとなります。

また、25 ページから34 ページは、アンケート調査の結果となっており、アンケート調査結果

から見えてきた課題について、35ページと36ページにまとめてございます。

37ページからは、第4章、次世代育成支援行動計画となります。第3章までの現状と課題を踏まえ、今後の取組についてまとめています。

37ページは、基本理念である「やさしい眼差しの中で 心豊かな子どもが育つまち・おんじゅく」と、実現に向けた基本目標、施策方針、推進施策を図式化したものです。基本目標を「一人ひとりに適した子育て環境の構築」「郷土愛を身につけた人材の育成」「子育てにやさしい生活環境の形成」とし、基本目標を達成するための4つの施策方針と、施策方針ごとの推進施策を16項目掲げています。

38ページからは、基本目標や施策方針ごとの事業について、事業内容や担当課をまとめています。第2期計画では、推進施策の各事業について、子ども・子育て会議や議会等からのご意見を踏まえ、第1期計画をブラッシュアップするとともに、自然、歴史、伝統、文化など、町の特性を生かした事業や多世代交流事業など、児童の健全育成や郷土愛の醸成につながる事業についても精査し、施策方針ごとの事業として整理しました。

続いて、53ページをご覧ください。

第5章、子ども・子育て支援事業計画は、保育の需要を把握し、学校教育・保育及び地域の子ども・子育て支援事業の提供を図るための計画です。

53ページでは、町の教育・保育提供区域や児童の人口推計を記載しています。

54ページは、幼児期の学校教育・保育の見込み量などとなりますが、御宿町では該当する施設が1か所であるため、主に、認定こども園での教育・保育の量の見込みについてとなります。

下の表は、幼児期の学校教育・保育の量の見込みの算出結果について、認定区分ごとに推計したものです。1号認定は、満3歳以上の保育を必要としない児童となります。2号認定は、満3歳以上の保育を必要とする児童、3号認定は、満3歳未満の保育を必要とする児童です。それぞれ年度間では若干の増減はありますが、計画期間内は徐々に減少することが見込まれます。なお、これらの数値につきましては、過去の推移やアンケート調査の結果に基づき、国から示された算出方法を参考に算出しています。

55ページをご覧ください。

提供体制の確保についてですが、量の見込みに対する確保方策を年度ごとにまとめています。ほとんどの区分では、認定こども園の定員の範囲内で必要数が確保できますが、令和2年度から5年度の3号認定の子どもについては、量の見込みが定員を上回っていますので、不足分につきましては、その他欄にございますように、認定こども園で実施している一時預かりで対応

してまいりたいと考えております。

58ページをご覧ください。

ここからは、地域子ども・子育て支援事業についての量の見込みとサービスの確保方策を記載しています。

国は、地域子ども・子育て支援事業として、中段の11事業を示していますが、このうち御宿町では、現在9事業を実施しています。ニーズが少ないことや、民間事業者などの社会的資源がないことから、④子育て短期支援事業と⑩子育て援助活動支援事業は実施しておりませんが、今後、ニーズ量や事業者の状況等により実施に向けた検討を進めていきたいと考えております。

60ページから71ページは、計画期間における各事業の量の見込みの算出結果です。各事業についてのサービス確保方策については、62ページ以降記載しておりますが、計画中に量の見込みに対し確保方策が下回る事業はございません。

72ページをお開きください。

第6章、計画の推進についてですが、本計画の推進にあたっては、関係機関と連携し、多くの意見を取り入れながら取組を広げていくとともに、社会情勢の急激な変化に柔軟に対応し、新たな課題についても積極的に取り組むこととしております。また、進捗状況の管理については、PDCAサイクルによる点検及び評価を行い、施策の改善につなげることを定めています。

なお、本計画案につきましては、去る2月18日に開催いたしました子ども・子育て会議の審議を経ておりますことを申し添えます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（土井茂夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

10番、堀川君。

○10番（堀川賢治君） 10番、堀川です。

全体的にはあれですが、この72ページの第6章、計画の推進のところですが、1番、計画の推進体制ですが、ここに書いてあることは、認定こども園と小学校、あるいは中学校、連携した考え方でよろしいのですか。それとも、ここには、認定こども園の子どもについてとなっておりますけれども、これは連携といいますか、認定こども園あるいは小学校、中学校、一貫という考え方まではいかないと思うんですけれども、そういう考え方を持って取り組んでいるという計画でよろしいですか。

○議長（土井茂夫君） 渡辺保健福祉課長。

○保健福祉課長（渡辺晴久君） 本計画は、対象としては乳幼児から18歳までというふうな形になっておりまして、基本的には、どうしても子育て支援、子育て世代ということで、内容がこども園の世代になりますけれども、推進のところにも記載してございますが、当然、学校、また住民の方と企業、関係機関、そういったところと連携して、幅広い中で、地域全体で子どもたちを育てていくというようなことの計画になりますので、当然、学校というところのくくりはございませんが、対象年齢としては、小学校の子どもたちも対象になっているというような認識でおります。

○議長（土井茂夫君） 10番、堀川君。

○10番（堀川賢治君） といいますのは、私、全部を理解をしているわけじゃないんですけども、今、地方の学校教育というのは、保育園といいますか、うちの場合こども園ですけども、そこと小学校、中学校、割と一貫的な考え方で取り組んでいるという地方自治体が非常に多いんですけども、といいますのは、御宿町は、最高学府が中学校ですから、中学校のルールを中学校に持っていくという点から見たときに、保育園だけに焦点を絞らない、こども園だけに焦点を絞らないで、保育園から小学校、あるいは中学校と連携していくような体制をつくるというような方向で計画を立てるべきではないかなと、こういうふうに思っているんですが、いかがでしょうか。

○議長（土井茂夫君） 渡辺保健福祉課長。

○保健福祉課長（渡辺晴久君） ご指摘のとおり、連携していくということは重々認識した中で、本計画の策定の委員の中にも、学校校長会の先生ですとかも入っていただいておりますし、当然教育課とも連携をしながら、この策定をさせていただいております。また、事業内容とか内容についても、詳細について学校と教育課と連携していくというような内容で記載をさせていただいておりますので、今後も引き続き学校と連携しながら、計画を推進していければというふうには考えております。

○議長（土井茂夫君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第17号に賛成の方は、挙手願います。

(挙手多数)

○議長（土井茂夫君） 挙手多数です。

よって、議案第17号は原案のとおり可決することに決しました。

---

### ◎議案第18号の上程、説明、質疑、採決

○議長（土井茂夫君） 日程第6、議案第18号 令和元年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

渡辺保健福祉課長より議案の説明を求めます。

渡辺保健福祉課長。

○保健福祉課長（渡辺晴久君） それでは、議案第18号 令和元年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について説明いたします。

補正予算書の1ページ、第1条は、歳入歳出それぞれ3,146万円を減額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ11億285万2,000円と定めるものです。補正の主な内容は、決算見込みを勘案した保険給付費等歳出予算の調整及び歳出減額に伴う財源の補正を行うものです。

それでは、各費目の詳細について、予算書の事項別明細書に沿って説明いたします。

補正予算書6、7ページをご覧ください。

初めに、歳入予算ですが、3款県支出金、1項県補助金、1目保険給付費等交付金の3,890万8,000円の減額は、県支出金の対象となる歳出の保険給付費について3,080万円減額すること、また、6款諸収入について、一般被保険者第三者納付金の収入が810万8,000円あったことから、当該納付額相当分を県支出金から控除するものです。

4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金は、46万1,000円の増額補正です。被保険者の保険税軽減額を繰り入れる1節及び2節の保険基盤安定繰入金は、繰入額の決定に伴い97万8,000円と3,000円を増額しております。

また、3節職員給与費等繰入金、4節出産育児一時金は、歳出において繰入れ対象事業費を減額補正するため、24万円と28万円、それぞれ減額するものです。

同じく4款の2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金の2,000万円の減額は、前年度繰越金の状況から基金を繰り入れることなく財政運営を行うことが見込めることから、減額とする

ものです。

5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金は1,937万9,000円増額し、収支の均衡を図りました。

6款諸収入、2項雑入、1目一般被保険者第三者納付金760万8,000円の増額は、国保会計から給付していた第三者行為による療養給付費について返還されたことから、所要額を補正するものです。

次に、歳出について説明いたします。

8、9ページをご覧ください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の24万円の減額は、職員手当の年度末までの支出額を見込み減額するものです。

2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費の3,000万円及び2目一般被保険者療養費の80万円の減額は、これまでの支出状況を踏まえ、今後の支出額を見込み、それぞれ減額するものです。

同じく2款4項出産育児諸費、1目出産育児一時金の42万円の減額は、被保険者の出産数が当初見込みを下回っていることから減額するものです。

3款国民健康保険事業納付金の1項医療給付費分から3項介護給付費分までは、歳入の保険基盤安定繰入金の増額や基金繰入金の減額に伴う財源更正です。

以上、歳入歳出予算それぞれ3,146万円を減額しています。

なお、本補正予算につきましては、去る2月19日に国保運営協議会の審議を経ておりますことを申し添えます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（土井茂夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第18号に賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

○議長（土井茂夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第18号は原案のとおり可決することに決しました。

---

#### ◎議案第19号の上程、説明、質疑、採決

○議長（土井茂夫君） 日程第7、議案第19号 令和元年度御宿町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

渡辺保健福祉課長より議案の説明を求めます。

渡辺保健福祉課長。

○保健福祉課長（渡辺晴久君） それでは、議案第19号 令和元年度御宿町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について説明いたします。

補正予算書の1ページ、第1条は、歳入歳出それぞれ24万8,000円を減額し、補正後の予算総額を1億5,140万5,000円と定めるものです。補正の主な内容は、決算見込みを踏まえた保険料の増額と繰入額決定に伴う保険基盤安定繰入金の減額補正です。

それでは、各費目の詳細につきまして、予算書の事項別明細書に沿って説明いたします。

予算書の6、7ページをお開きください。

初めに、歳入予算ですが、1款後期高齢者医療保険料、1項後期高齢者医療保険料は、これまでの収入状況等を踏まえ、210万6,000円の増額とするものです。

3款繰入金、1項一般会計繰入金は、被保険者の保険料軽減額相当分を繰り入れる保険基盤安定繰入金が当初見込みを下回り確定したことに伴い、261万1,000円を減額するものです。

4款繰越金、1項繰越金、1目前年度繰越金は、21万6,000円を増額し、収支の均衡を図りました。

5款諸収入、1項延滞金及び過料、1目延滞金の4万1,000円は、今年度の収入見込額を踏まえ増額するものです。

次に、歳出について説明いたします。

8、9ページをお開きください。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金、1目後期高齢者医療広域連合納付金は、歳入における保険料、保険基盤安定繰入金の見込額を踏まえ、25万円減額するものです。



3款諸支出金、2項諸支出金、1目一般会計繰出金の2,000円の増額は、前年度の督促手数料を一般会計へ繰り出し精算を行うものです。

以上、歳入歳出予算それぞれ24万8,000円を減額しています。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（土井茂夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第19号に賛成の方は、挙手願います。

（挙手全員）

○議長（土井茂夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第19号は原案のとおり可決することに決しました。

---

#### ◎議案第20号の上程、説明、質疑、採決

○議長（土井茂夫君） 日程第8、議案第20号 令和元年度御宿町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

渡辺保健福祉課長より議案の説明を求めます。

渡辺保健福祉課長。

○保健福祉課長（渡辺晴久君） それでは、議案第20号 令和元年度御宿町介護保険特別会計補正予算（第3号）について説明いたします。

補正予算書の1ページ、第1条は、歳入歳出からそれぞれ668万5,000円を減額し、補正後の予算総額を11億3,843万4,000円と定めるものです。補正の主な内容は、当初見込みを下回ったことによる保険料の減額及び決算見込みを勘案した地域支援事業費の調整等によるものです。

それでは、各費目の詳細について、予算書の事項別明細書に沿って説明いたします。

補正予算書 6、7 ページをご覧ください。

初めに、歳入予算ですが、1 款介護保険料、1 項介護保険料、1 目第 1 号被保険者保険料の 214 万 3,000 円の減額は、被保険者数が当初見込み数を下回ったことに加え、低所得段階の被保険者が増える一方で、高所得階層の段階においては、被保険者数が減となったことなどから、保険料調定額が当初予算に届かなかったため減額をするものです。

3 款国庫支出金、2 項国庫補助金の 2 目及び 3 目の地域支援事業交付金の 142 万 7,000 円及び 15 万 2,000 円の減額は、歳出の地域支援事業費の執行額を減額することから、当該事業の国法定割合分を減額するものです。

4 目保険者機能強化推進交付金は、高齢者の自立支援・重度化防止等に関する市町村の取組に対して交付されるものですが、交付内示額が当初予算を上回ったことから 73 万 6,000 円を増額するものです。

4 款支払基金交付金、1 項支払基金交付金の 154 万 1,000 円、5 款県支出金、2 項県補助金の 78 万 9,000 円、6 款繰入金、1 項一般会計繰入金の 2 目、3 目の地域支援事業繰入金の 71 万 3,000 円、及び 7 万 6,000 円の減額は、国庫支出金同様、地域支援事業費の減額に伴い、それぞれ法定負担分を減額するものです。

5 目その他一般会計繰入金は、歳出予算の認定審査会の減額に伴い 58 万円を減額するものです。

次に、歳出予算について説明します。

8、9 ページをご覧ください。

1 款総務費、3 項介護認定審査会費、1 目認定調査等費の 58 万円の減額は、認定調査を行う臨時職員賃金について、今後の執行額を見込み減額するものです。

3 款地域支援事業費、1 項介護予防生活支援サービス事業費の 396 万円の減額は、要支援者が利用する訪問と通所サービスについて交付する介護予防日常生活支援費や介護予防マネジメント計画作成費について、当初予算見込みより利用者が下回っていることから、年度内の執行額を見込み減額するものです。

同じく 3 款 2 項一般介護予防事業費、1 目一般介護予防事業費は、介護予防普及啓発事業のおんじゅくまち健康づくり教室「すこやか」や、町内の介護事業者の事業所の空きスペース等を活用した介護予防事業の委託料 125 万円について、また、地域の方が自主的に行う介護予防活動への助成金 50 万円について、それぞれ今後の執行額を見込み減額するものです。

同じく 3 款 3 項包括的支援事業・任意事業費、1 目包括的支援事業・任意事業費は、これま

で実施していた生活支援の担い手養成講座を本年度から実施している介護に関する入門的研修と一体的に実施したことから、支出見込みのない委託料を11万円減額するとともに、死亡や入院、施設入所等により紙おむつの給付対象者が当初見込みを下回っていることなどにより、扶助費について28万5,000円を減額するものです。

以上、歳入歳出予算それぞれ668万5,000円を減額しています。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（土井茂夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第20号に賛成の方は、挙手願います。

（挙手全員）

○議長（土井茂夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第20号は原案のとおり可決することに決しました。

ここで10分間の休憩をいたします。

（午前10時50分）

---

○議長（土井茂夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時02分）

---

#### ◎議案第21号の上程、説明、質疑、採決

○議長（土井茂夫君） 日程第9、議案第21号 令和元年度御宿町一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

田邊企画財政課長より議案の説明を求めます。

田邊企画財政課長。

○企画財政課長（田邊義博君） 令和元年度御宿町一般会計補正予算（第9号）についてご説明申し上げます。

補正予算書の1ページ、第1条でございます。歳入歳出それぞれに1,661万円を追加し、補正後の予算総額を38億622万円と定めるものでございます。

第2条は、地方自治法第213条第1項の規定により、年度内に支出の終わらない見込みのあるものについて繰越明許費を定めるもの、第3条は、地方債の変更を定めるものでございます。

予算書の内容について説明いたします。

8ページをご覧ください。

歳入予算でございます。

1款町税、3項軽自動車税、2目軽自動車税、環境性能割の26万5,000円は、令和元年10月1日から自動車取得税に代わり自動車の燃費性能に応じて自動車の購入時に納付する環境性能割が導入され、その軽自動車分が新たに町税となるものでございます。

8款自動車取得税交付金、1項自動車取得税交付金、1目自動車取得税交付金の302万3,000円の減額は、制度の終了により10月以降の分について減額するものです。

12款分担金及び負担金、1項負担金、1目民生費負担金、1節老人福祉費負担金の61万7,000円の減額は、利用者の減によるものです。

13款使用料及び手数料、1項使用料、4目商工使用料、1節月の沙漠記念館使用料の30万円の減額は、入館者が見込みを下回ったことによるものです。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、1節保険基盤安定負担金の2,000円は、国保会計繰出金の決定に伴う増額です。

3節心身障害者福祉費負担金の350万6,000円の減額は、更生医療の利用者と障害児通所支援事業に係る利用者や利用日数が減少したことによるものです。

4節介護給付費事業負担金の154万4,000円は、利用者や利用日数が増加したことによるものです。

2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、1節地方創生推進交付金の381万4,000円の減額は、事業費の減少によるものです。

3節総務管理費補助金の161万6,000円は、マイナンバー制度システム整備に係る補助金の追加による増額です。

2目民生費国庫補助金、3節社会福祉費補助金の858万8,000円の減額は、プレミアムつき商

品券事務費及び事業費の確定によるものです。

3目衛生費国庫補助金、2節清掃費補助金の38万7,000円は、災害等廃棄物処理事業費補助金の補助基準額の見直しによるものです。

4目土木費国庫補助金、2節都市計画費補助金の19万5,000円の減額は、耐震診断及び耐震改修補助の申請がなかったことによるものです。

3節住宅費補助金の139万6,000円は、矢田団地屋根改修工事に係る国庫補助金の追加配分によるものです。

15款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金、1節保険基盤安定負担金の73万5,000円は、国庫負担金と同様に国保会計繰出金の決定によるもの。

3節心身障害者福祉費負担金の175万3,000円の減額は、更生医療の利用者と障害児通所支援事業の利用者や利用日数が減少したことによるもの。

11ページ、4節介護給付費負担金の77万2,000円は、利用者や利用日数が増加したことによるものです。

9節保険基盤安定県負担金（後期高齢者医療）の195万8,000円の減額は、後期高齢者医療会計への繰出金の決定によるものです。

2項県補助金、2目民生費県補助金、3節心身障害者福祉費補助金の63万2,000円の減額は、重度障害者医療の対象者が減少したため75万円の減。グループホーム等入居者家賃補助事業は、利用者が増加したことにより11万8,000円追加するものです。

4目農林水産業費県補助金、1節農業費補助金の418万7,000円の増額は、千葉県直接支払推進事業交付金の事業費の決定により9万5,000円の減、鳥獣被害防止総合対策事業補助金も、事業費の確定により37万8,000円の減、台風15号で被災された農業者向け経営体育成支援事業の補助金は466万円の追加です。

2節漁港整備費補助金の18万2,000円の減額は、漁港長寿命化計画策定業務の事業費確定によるものです。

4節水産業費補助金の540万円は、台風15号で故障した岩和田漁港の漁船給油設備の修理にあたり県が修繕料の2分の1を補助するものです。

5目土木費県補助金、1節都市計画補助金の9万6,000円の減額は、耐震診断及び耐震改修補助の申請がなかったための減額です。

17款寄附金、1項寄附金、1目指定寄附金、1節活力あるふるさとづくり基金寄附金の200万円の減額は、収入状況を踏まえた減額です。

18款繰入金、1項特別会計繰入金、2目後期高齢者医療特別会計繰入金、1節後期高齢者医療特別会計繰入金の2,000円は、平成30年度分の督促手数料の繰入れです。

19款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、1節繰越金の1,598万4,000円は、収支の不足に対応するため追加をするものです。

20款諸収入、2項雑入、4目雑入、1節雑入の381万1,000円は、決算見込みを踏まえ、月の沙漠記念館の売店売上げを40万円、介護予防サービス計画費の収入を20万円それぞれ減額。健康診断の受診者が見込みを下回ったことで、後期高齢者医療広域連合委託金を34万8,000円減額。同事務費分賦金も額の確定により2万3,000円の減額。

平成30年度分の療養給付費の確定により、後期高齢者医療給付費返還金は、500万8,000円の増額。

補助金上限額の改定により、地域公共交通確保維持改善事業費補助金で83万4,000円の増。

決算見込みを踏まえ、介護予防ケアマネジメント計画費収入で50万円、特産品販売等収入で20万円、生活支援事業参加者負担金で14万円、多世代交流事業参加費負担金で20万円、13ページ、移住定住事業参加者負担金で2万円をそれぞれ減額するものです。

4項受託事業収入、1目民生費受託事業収入、1節民生費受託事業収入の57万円は、こども園における管外受託時の人数が見込みを上回ったことによるものです。

21款町債、1項町債、1目総務債、2節防災施設整備事業債の370万円の減額は、防災行政無線屋外子局デジタル化工事費の減によるものです。

4目商工債、1節観光施設整備事業債の210万円の減額は、起債メニューの変更により充当率が減少したことによるものです。

5目土木債、1節道路橋梁整備事業債の1,930万円は、令和元年11月の豪雨でのり面が崩落した町道1089号線の落石対策に係る工事の財源として追加計上するものです。

2節公営住宅整備事業債の150万円の減額は、住宅費国庫補助金の増額に伴い、起債額を減額するものです。

8目臨時財政対策債、1節臨時財政対策債の740万3,000円の減額は、今年度の発行可能額の決定に伴い差額を減額するものです。

22款環境性能割交付金、1項環境性能割交付金、1目環境性能割交付金の200万6,000円は、1款でご説明しましたとおり、環境性能割が導入され、登録者分を県が一旦徴収し、一定の割合で各市町村へ配分されるものでございます。

以上、歳入予算に1,661万円を追加しております。

14ページ、歳出予算です。

2款総務費から9款教育費までの4節共済費は、臨時職員社会保険料の標準報酬月額が大型連休で減少したことによる不用額でございます。

1款議会費、1項議会費、1目議会費、1節報酬の174万2,000円、3節職員手当の190万4,000円、4節共済費の97万4,000円のそれぞれ減額は、人員数の減によるもの。11節需用費、13節委託料のそれぞれ50万円の減額は、決算見込みを考慮したものです。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、11節需用費の5万円は、予算書の印刷代に不足が生じたことによる増額です。

13節委託料の138万円の減額は、職員健康診断の受診者が見込みを下回ったことにより25万円、庁舎宿直業務委託は入札差金による不用額の92万円、職員採用試験委託は受験者が見込みを下回ったことにより21万円、それぞれ減額するものです。

3目財産管理費、12節役務費の100万7,000円は、町有地の賃借人が死亡し相続人が不在のため、相続財産管理人を選任するための裁判所予納金等です。

13節委託料の244万2,000円は、平成28年度から令和2年度までの5年計画で債務負担行為を設定している新町、六軒町赤樽地先の測量及び地図訂正に係るもので、早期完了が見込めるため予定を前倒しし、本年度で完了させるものです。

15節工事請負費の39万6,000円は、町営駐車場の一部が陥没したため補修工事を行うものです。

4目企画費の1,937万1,000円の減額については、各節が複数の業務にまたがっているため、事業ごとにご説明いたします。

企画関係事務費の106万4,000円の減額は、ボランティアポイント報償等の不用額や、「こども工務店」未実施に伴う原材料費の減、魅力ある地域づくり補助金及び町づくり活動ファーストステップ支援事業の不用額によるものです。

地域公共交通運営事務事業の44万1,000円の減額は、今年度から開始したお出かけ支援事業の利用者が見込みを下回ったことによるものです。

ふるさと寄附受付事業の110万円の減額は、今年度中の寄附金額が見込みを下回ったことによる記念品等に係る不用額です。

17ページ、定住化促進事業の28万円の減額は、お試し暮らし滞在補助事業の利用者が見込みを下回ったことによるものです。

地域おこし協力隊関係事業の885万8,000円の減額は、隊員数が予定を下回ったことによるも

のです。

地方創生交付金事業は、生活支援支え合いサービス事業で110万円、多世代交流の仕組みづくり事業で230万円、移住交流促進事業で90万8,000円、情報発信サイト構築事業で232万円、サ高住介護事業者誘致事業で100万円、それぞれ決算見込みを勘案し減額するものです。

6目防災諸費、15節工事請負費の300万円の減額は、防災行政無線屋外子局デジタル化工事の不用額です。

9目活力あるふるさとづくり基金積立金、25節積立金の200万円の減額は、寄附金額が見込みを下回ったことによるものです。

10目公共施設維持管理基金積立金、25節積立金の5,000万円は、次年度以降の公共施設維持管理に備えるために基金を積増しするものです。

2項徴税费、1目税務総務費、23節償還金利子及び割引料の50万円の減額は、令和元年度分町税過年度過誤納還付金の不用額です。

18ページ、2目賦課徴收費、14節使用料及び賃借料の10万1,000円の減額は、確定申告受付支援システムに係る不用額です。

4項選挙費、4目参議院議員選挙の40万3,000円、5目町議会議員選挙の32万2,000円、6目御宿町長選挙の58万8,000円の減額は、それぞれの選挙に要した経費の不用額です。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、7節賃金の25万3,000円、11節需用費の17万円、12節役務費の16万円、13節委託料の44万5,000円、19節負担金補助及び交付金のうち755万8,000円のそれぞれ減額は、プレミアムつき商品券事業の終了における不用額です。

19節負担金補助及び交付金のうち100万円は、高等学校等通学費助成金の申請額が見込みを下回ったことによるものです。

28節繰出金の46万2,000円は、本年度の国民健康保険特別会計繰出金の決定によるものです。

2目老人福祉費、13節委託料の297万円の減額は、老人ホーム入所措置委託の利用者が減少したことにより227万円の減、地域包括支援センターのケアプラン原案作成委託及び介護予防ケアマネジメント業務委託に不用額が生じたことにより、70万円減となったものです。

28節繰出金の136万9,000円の減額は、今年度の介護保険特別会計繰出金の決定によるものです。

3目心身障害者福祉費、19節負担金補助及び交付金の23万5,000円は、グループホーム等入居者家賃支給事業補助の利用者が増加したことによるものです。

20節扶助費の482万円の減額は、更生医療及び重度障害者医療費、介護給付費、障害児通所



支援事業で、対象者や利用額に増減があったことによるものです。

23節償還金利子及び割引料の492万3,000円は、平成30年度障害者自立支援給付費等の確定による返還金です。

5目後期高齢者医療、19節負担金補助及び交付金の79万2,000円の減額は、広域連合の人件費及び事務費の決定によるものです。

28節繰出金の261万円の減額は、保険基盤安定分繰出金の確定によるものです。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、23節償還金利子及び割引料の10万3,000円は、平成30年度子ども・子育て支援交付金の確定による返還金です。

3目こども園費、7節賃金の150万円の減額は、臨時職員が予定に満たない期間があったことによるものです。

11節需用費の50万6,000円の減額は、賄い材料費が見込みを下回ったことによるものです。

13節委託料の17万6,000円の減額は、管外保育児が減少したことによるものです。

22ページ、4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費、13節委託料の122万8,000円の減額は、健康増進事業の肝炎検査及び予防接種事業、後期高齢者健康診査の受診者が見込みを下回ったことによるものです。

4目子ども医療対策費、23節償還金利子及び割引料の3万4,000円は、平成30年度未熟児養育医療国庫補助金の確定による返還金です。

2項清掃費、23節償還金利子及び割引料の77万4,000円は、災害損壊家屋等撤去費償還金について、国庫補助の補助基準額の見直しによる追加です。

5款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、9節旅費の6万円、11節需用費の33万1,000円、13節委託料の130万円、14節使用料及び賃借料の5万円、18節の備品購入費の40万円、19節負担金補助及び交付金のうち8万円のそれぞれ減額は、地域おこし協力隊の解任による不用額です。

残りの19節負担金補助及び交付金は、経営所得安定対策等推進事業費の補助金の確定により9万5,000円の減、鳥獣被害防止総合対策交付金の事業費確定により62万8,000円の減、台風15号における農業用パイプハウスの復旧に対する農業者支援事業として599万6,000円を、それぞれ補正するものです。

24ページ、3項水産業費、1目水産業振興費、19節負担金補助及び交付金の21万2,000円は、千葉県水産多面的機能発揮対策地域協議会における事業費の減少によるものです。

2目漁港整備費、13節委託料の22万円の減額は、漁港海岸保全施設長寿命化計画策定業務委

託の入札差金です。

6 款商工費、1 項商工費、2 目商工振興費、19 節負担金補助及び交付金の24万円の減額は、町内就業者家賃支援事業補助金について実績に伴う予算額の調整です。

3 目観光費、11 節需用費の45万円、13 節委託料の217万円、14 節使用料及び賃借料の32万円、19 節負担金補助及び交付金の70万円のそれぞれの減額は、観光費の各事業における実績によるものです。

4 目月の沙漠記念館管理運営費は、入館料及び売店売上げの減額に伴う財源更正です。

5 目町営プール管理運営費、7 節賃金の32万円、13 節委託料の32万円の減額は、実績によるものです。

7 款土木費、2 項道路橋梁費、1 目道路維持費、15 節工事請負費の1,939万3,000円は、令和元年11月の豪雨でのり面が崩落した町道1089号線の落石対策に係る工事費です。

26 ページ、3 項住宅費、1 目住宅総務費は、国庫補助金の追加配分に伴う財源更正です。

4 項都市計画費、1 目都市計画総務費、19 節負担金補助及び交付金の39万円の減額は、説明欄の事業に申請がなかったことによるものです。

8 款消防費、1 項消防費、2 目非常備消防費、1 節報酬の47万6,000円、11 節需用費の15万円、19 節負担金補助及び交付金の15万6,000円のそれぞれ減額は、消防団員数が見込みを下回ったことによるものです。

9 款教育費、1 項教育総務費、2 目事務局費、7 節賃金の40万円の減額は、夏季・冬季休業期間中の研修等が少なかったことによる不用額です。

14 節使用料及び賃借料の10万円の減額は、外国語指導助手について来日日程が変更になったことによる不用額です。

19 節負担金補助及び交付金の10万円の減額は、修学旅行費補助金の実績に応じた予算額調整です。

2 項小学校費、1 目学校管理費、15 節工事請負費の20万円の減額は、空調設備交換工事の入札差金です。

3 項中学校費、1 目学校管理費、11 節需用費の20万円の減額は、29 ページのエアコン使用開始に伴う灯油代等の不用額、14 節使用料及び賃借料の150万円の減額は、教育用パソコンの入れ替え時期の変更によるもの、18 節備品購入費の20万円の減額は、学校予備費の不用額です。

28 ページ、2 目教育振興費、19 節負担金補助及び交付金の7,000円は、全国家庭科ものづくり教育フェアに出場する生徒に対する交通費等の活動補助金の追加計上です。

4 項社会教育費、2 目公民館費、7 節賃金の10万円の減額は、臨時職員賃金の不用額、13節委託料の11万2,000円の減額は、改修工事における設計管理委託の不用額です。

5 項保健体育費、2 目体育施設費、7 節賃金の20万円の減額は、B & Gにおける臨時職員賃金の不用額です。

3 目学校給食費、7 節賃金の160万円の減額は、臨時調理員の欠員による不用額です。

10款災害復旧費、1 項農林水産業施設災害復旧費、1 目水産関連施設災害復旧費、19節負担金補助及び交付金の540万円は、台風15号で故障した岩和田漁港の漁船給油設備の修理にあたり、県が修繕料の2分の1を補助するものです。

以上、歳出予算に1,661万円を追加しております。

次に、第2条の繰越明許費について説明いたします。

4 ページをご覧ください。

2 款総務費、1 項総務管理費の防災行政無線屋外子局デジタル化工事は、台風19号で部品供給元の工場が被災したことにより、年度内の完成が困難となったことから、繰越明許に設定するものです。

5 款農林水産業費、1 項農業費の被災農業者向け経営体育成支援事業は、農業者におけるパイプハウスの修繕が年度内に完了しないことが見込まれることから、繰越明許に設定するものです。

7 款土木費、2 項道路橋梁費の0108号線測量業務委託は、土地所有者の確認に時間を要し、年度内完了が困難なことから、繰越明許費に設定するものです。

同じく2 項道路橋梁費の1089号線落石対策工事は、町道1089号線脇ののり面が豪雨により崩壊したことによる復旧・落石対策工事で、関係者協議や部材確保等に時間を要し、年度内完成が困難なことから、繰越明許に設定するものです。

4 項都市計画費の被災住宅修繕緊急支援事業補助金は、工事業者が台風での修繕で受注過多にあり被災された住宅修繕のうち年度内完了が難しい案件について、繰越明許を設定するものです。

5 項河川費の新町地先配水管布設替工事は、妨害排除等請求控訴事件の和解条項にも伴う工事で、関係者協議や部材確保に時間を要し、年度内完成が困難なことから、繰越明許に設定するものです。

10款災害復旧費、1 項農林水産業施設災害復旧費の水産関連施設等復旧緊急対策事業費補助金は、御宿岩和田漁業組合が行う漁船給油設備の修繕で、部材確保等に時間を要し、年度内完

了が困難なことから、繰越明許に設定するものです。

続きまして、地方債補正について説明いたします。

5ページをご覧ください。

地方債の変更でございます。

防災施設整備事業債及び観光施設整備事業債、道路橋梁整備事業債、公営住宅整備事業債、臨時財政対策債の限度額をそれぞれ変更するもので、内容は歳入予算で説明しましたとおりでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（土井茂夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

6番。

○6番（藤井利一君） 6番、藤井です。

9ページの1節月の沙漠記念館使用料30万円の減額についてであります。これは恐らく今年度のつるし雛事業の中止が関わっているというふうに考えられます。この辺について、記念館の現状と今年度のつるし雛事業について説明をお願いします。

○議長（土井茂夫君） 殿岡産業観光課長。

○産業観光課長（殿岡 豊君） 月の沙漠記念館入館料30万円の減額についての状況ですとか減額の理由というご質問でございますが、月の沙漠記念館、年間を通じまして当初予算で、収入見込みとして220万を予定しておりました。

今回、3月末までの収入見込みといたしまして、今現在の収入状況から勘案し、決算見込みは190万円ぐらいが最終的な額だろうという決算見込みの判断の下、30万円の減額をさせていただいたものです。

藤井議員さんご発言のとおり、今回、つるし雛事業等においても、先の台風から連続した被害の中で非常に減少しております。またそのほか、通常の開館日においても若干の減少傾向がうかがえる中から、今回決算見込みを踏まえて、30万円の減額をさせていただいたものです。

○議長（土井茂夫君） ほかに質疑はありませんか。

6番、藤井君。

○6番（藤井利一君） 今、ご説明がありましたが、現在、去年の台風大雨、そして今回の新型コロナウイルスの影響によりまして、町内各産業は非常に厳しい状況に陥っております。これに対して、担当課として何か支援策はお考えですか。

○議長（土井茂夫君） 殿岡産業観光課長。

○産業観光課長（殿岡 豊君） ただいまのご質問でございますが、具体的には月の沙漠記念館で申し上げますと、2月のつるし雛めぐりで申し上げますと、昨年度は、2月だけで約1万人を超え、約といたしますか、具体的には1万300人程度が昨年度入館しております。今年度につきましては、残念ながら途中でつるし雛めぐり事業、中止にはなっておりますが、日々コロナウイルスの関係で、今年度については入館者数が少なく、今年度の入館者数については2月中が5,600人ということで、約半数程度の状況になっております。

また、藤井議員さんご指摘のとおり、今回の町内の各店舗、それから商店、非常に厳しい状況だというご指摘でございますが、全てにおいての状況を把握しているわけではございませんが、宿泊事業者だけでも、2月だけで1,200人を超えるキャンセルが出ております。このキャンセルにつきましては、合宿を中心にかかなりの大きいまとまったお客様の団体が、キャンセルが発生をしております、今月に入ってもう既に3月に入っておりますが、3月中のキャンセルも、2月と同じように、ほぼ全体的にほとんどの予約がキャンセルになっているというような状況でございます。

今、藤井議員さんご指摘のとおり、何らかの支援策ということでございますが、今、政府関係者のほうからは、いわゆるセーフティーネットの融資のご案内が来ているにとどまっております、やはり宿泊の事業者さん、また商店の方等からも、いろんな声をお聴きしますが、融資ですと結局は返さなければいけないということで、なかなかそこに、いわゆる事業者さんにとってはあまりありがたい支援策でないというようなお声もいただいております。

こうしたことから、担当課といたしましてもこの2月、3月の被害状況、また大雨から連続している被災状況の中で、町内の商店、それから宿泊業等、いわゆるご商売されている方に対する経営状況というものに非常に打撃を与えていると認識をしておりますので、今後、何らかの形で町としても可能な限り何か効果的な支援策がないか検討してまいりたいと思います。

○議長（土井茂夫君） ほかに質疑ございませんか。

2番、田中とよ子君。

○2番（田中とよ子君） 2番、田中です。

関連して、9ページの地方創生推進交付金の減額と、この減額については事業執行分の半分が交付されるということで解釈してよろしいですね。それについて、事業費の中の17ページ、17ページの地方創生交付事業の中で、気になるのは、ゼロ執行というのが非常に気になることです。当初予算で、目的、具体的な金額を要求した上で予算計上がされているんだと思うん

ですが、それが手つかずの状態になっている理由は何らか、その理由が当然あると思うんですね。事業を推進していたけれどもできなかった、何らかの障害があつてできなかったとか、いろいろな問題点があつたのではないかと思います。それについて分かる点があつたらお答え願いたいと思います。それでお願いします。

○議長（土井茂夫君） 田邊企画財政課長。

○企画財政課長（田邊義博君） ただいまのご質問、議会の冒頭にお配りした表が分かりやすいと思うんですが、情報発信サイトの構築事業とサービスつき高齢者事業者・介護事業者誘致セミナーの件だと思います。企画財政課で所管していますのは情報発信サイトの構築でございます。こちらについては、当初、地域再生計画をつくる段階で、漁業組合、観光協会、商工会、また町、独立してホームページをつくっております、なかなかお客さんが行きたい情報にすぐに入れないというので、できればそれぞれつくるのはつくんですけども、その上に、もうちょっと横断的なホームページをつくりまして、うまくすんなり、各知りたい情報に入っていけるようなホームページの構築ができないかということで計画を立てたところでございます。

これにつきましては、協議会をつくりまして、内容等について検討を進めていたわけでございますが、ホームページ、ご存知のようにつくりようによっていろいろ形ができるという、大変クリエイティブな部分がございます、端的に言いますと、委員さんの意見がまとまらなかったというようなところがございまして、これ以上の協議会の進展が見込まれないということで、協議会はそこで一旦閉じましたので、予算の使いどころがなくなったというところでございます。

ただ当初、これ、3か年で国へ申請しております、総事業費で7,168万円の交付決定を一旦いただいているところです。できれば形を変えて、何とか執行ができないかということで今、考えております、町のホームページとは別に御宿町の移住定住専用のホームページで、全国移住ナビがございます、そこにうちのホームページを持っています。つくってから3年ぐらいたちますので、その内容についてのリニューアル、これにお金が使えないかということで、国等と協議をしているところです。

これにつきましては、年度の中で使うというより、最終年度でそれを使って、国のお金を頂きながら、最新の情報に切り替えたいと思っておりますので、次年度、事業を行いたいと思っております。

以上です。

○議長（土井茂夫君） 渡辺保健福祉課長。

○保健福祉課長（渡辺晴久君） 保健福祉課で所管しておりますサービスつき高齢者住宅事業者、介護事業者の誘致セミナーですが、こちらは、100万円の予算をいただいたところですが、執行は今年度なしでございます。

こちらの事業は、介護事業の選択肢を増やすということを目指して、いろいろな介護サービスをやっていただく事業者についていろいろ誘致していこうというもので、事業者誘致によりまして転入者の増とか、就業者の増、そのようなことも含めて考えている事業でございます。

この事業については、平成30年度に、昨年介護事業者等に対してアンケート調査、またセミナーを実施しました。この結果、事業者から要望、支援策、行政の支援とかというものが具体的に出てきたんですけれども、そういったものについて、実際、町の中で、誘致場所、具体的な支援策、そういったものが示せる段階になりませんでしたので、昨年と同様のものを実施しても効果が薄いなところから、最終的に元年度については事業を見送ったところがございます。

今後、今、企画財政課長のほうからも話ありましたけれども、一旦交付金というふうな形で交付をいただけるように、来年度もなっておりますので、事業の内容等を見直した中で、この交付金については有効に活用できるように検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（土井茂夫君） ほかに質疑ありませんか。

2番、田中とよ子君。

○2番（田中とよ子君） 今の説明で大体分かったんですけれども、最終年度が来年、今度の新しい令和2年度予算の中で、また新しい予算要望があると思うんですけれども、これ、地域の方々の協力がなければできない、役場の中で幾ら職員の皆さんが計画しても、動いてくれる人がいなければ予算執行には至らないということもあると思いますので、なるだけ地域の方々と話を進めていただきたいというふうに思います。

それともう一点、ゼロ予算の中で、地域おこし協力隊の活動支援業務委託、農業振興観光費、それぞれ130万、やっぱりゼロ会計だったんですけれども、これは先ほどの説明の中で、解任によるものというお話だったんですけれども、予定していて、解任されて補充はされなかったのですか。希望者がいなかったのですか。

○議長（土井茂夫君） 殿岡産業観光課長。

○産業観光課長（殿岡 豊君） それぞれ農林水産関係、それから観光関係の地域おこし協力

隊でございますが、実際のところ募集をしても、なかなか来ていただけないというところが実情でございます。

ただ今回につきましては、観光関係については、たまたま東京でお勤めの女性の方が1人ご応募いただきまして、採用までの手続までいっていたんですが、急遽、実家のほうが富山県のほうにありまして、家族の方が体調を崩して、ご両親にあたる方なんですけれども、その家族の方の面倒を見なければいけない事案が急に発生して、実際のところ1日だけ勤務していただいたんですが、そのタイミングで急遽、取消しになってしまいました。そうした形で、観光関係については全て減額という形と、その後については、なかなか人が確保できないというような状況です。農林水産関係中心として獣害対策でやっておりましたが、こちらについても、補充を試みてはいるんですが、なかなかその後にはいないというふうな形でございます。

○議長（土井茂夫君） ほかに質疑ありませんか。

11番、北村昭彦君。

○11番（北村昭彦君） 11番、北村です。

今のご質問に関連してなんですが、地域おこし協力隊関連事業、いろいろなところで減額補正、今、ご答弁もございました。募集してもなかなかという部分も含めて、減額が多く見えている状況の中で、いろんな事業に隊員さんが入られて、うまくいっているところ、苦戦しているところ、いろいろあるかと思うんですけれども、この地域おこし協力隊の制度を使って、若い人たち、外からの人たちの力を借りて、町を元気にしていくという一つの大きな事業として捉えたときに、今年度はこういった形で苦戦して、かなり減額になってしまったんですが、現状どのように捉えて総括をされているのか。

本当であれば、募集してもなかなか来ないというところもあるんですが、何とか来てもらって活躍してもらってというふうに個人的には思うんですけれども、その辺も踏まえて、どのように、任期を終えて、この年度いっぱい終わる方も出ていらっしゃるというふうに聞いてございますので、その辺も踏まえた総括をいただけたらと思うんですが。

○議長（土井茂夫君） 田邊企画財政課長。

○企画財政課長（田邊義博君） 地域おこし協力隊でございますが、企画財政課で所管しております移住定住の協力隊が、今年度、3月末をもって卒業されるということでございます。男性1名、女性1名ということで、それぞれ地域に溶け込みながら、いろいろ移住定住の施策等、男性につきましては駅前のグッドネイバーズという建物で移住等の相談も随時行っていただけた。また、女性についてはいろいろ知人友人とかを通じての移住施策を進めていただいたと思



っております。また、男性につきましては、地域になじんでいただきまして、青年団とか、そういうものに入ったりしまして、この地域おこしの目的は、確かにこちらに来ていただいて、地域を盛り上げていただくというのと、また、最終的に御宿で定着してもらうということが主眼でございます。

今のところお2人とも残られまして、次年度以降、地域おこし協力隊ではないんですが、町内で起業して、また引き続き移住定住に資するような事業をやっただけということでございますので、私どもも初めての地域おこし協力隊でしたので、手探りのような状況で、ご本人たちも不満等もあったとは思いますが、結果的には移住定住につながればと思っております。100点ではありませんが、ある程度の及第点ではないかと思えます。

またお2人とも抜けてしまって、移住定住の地域おこし協力隊がいなくなりますので、次年度予算に1名分の経費を計上させていただいております。

○議長（土井茂夫君） 11番、北村昭彦君。

○11番（北村昭彦君） ありがとうございます。

そうですね、私も本当に今、ご答弁いただいたとおりで、いろいろ初めてのことで、町としても、受け入れる側も、もちろん初めてのことで、いろいろうまくいったりいかなかったりあったと思うんですが、最終的に今年度いっぱいでご卒業される2名が、それぞれ起業されて、町に残っていただける見通しだというお話を伺って本当にそれはよかったなど、それ一点をもって大々成功と思ってもいいんじゃないかというふうに、私としては思っております。

やはり私としては、今後も引き続きもっともっとというところが期待したいところなんですけれども、募集してもなかなか難しかったというお話、先ほどいただいたり、あるいは次年度も、2名卒業されたところで、1名というお話が今ございました。その辺は、質問は、新年度のほうで聞いたほうがいいのかもしいかなもしれないですけども、ついでなので、その辺何か理由があればお聞かせください。

じゃ、その質問は改めて新年度のほうでさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（土井茂夫君） ほかに質疑はございませんか。

7番、貝塚嘉軼君。

○7番（貝塚嘉軼君） 7番、貝塚。

1つお聞きいたします。9ページの社会福祉費補助金ですか、これが858万8,000円の減額になっております。この内容を見ると、プレミアムつき商品券の事業というふうになっておりますけれども、これはどういうわけで、これだけ減額されざるを得なかったか、その理由を。

○議長（土井茂夫君） 渡辺保健福祉課長。

○保健福祉課長（渡辺晴久君） プレミアムつき商品券につきましては、消費税増税に係りまして、住民税非課税世帯、また子育て支援分ということで、ゼロ歳から2歳までのお子様がいらっしゃる家庭について、2万円で5,000円のプレミアムをつけるというふうな形で今年度実施したところでございます。

ただ、いろいろ直接通知等させていただいたところなんですけれども、申込みのほうがおおむね、券を使っていた方が24%程度ということで、このプレミアム分の1人5,000円の分が、国から補助が来るところだったんですが、当初1,000万円をこのプレミアム分ということで2,000人分を見越して、補助金の要望をしたところですが、そのうち24%程度しか利用がなかったというようなことで、今回、この金額を減額補正させていただいているところです。いろいろな周知、商工会さんにも依頼して周知をお願いしたところですが、プレミアム分の金額が、今までのいろいろなものに比べ、5,000円程度ということで、若干額が少なかったというのがあるのかなと思いますけれども、利用者の申込みが見込みよりも少なかったということで、今回減額をさせていただきました。

○議長（土井茂夫君） 7番、貝塚嘉軼君。

○7番（貝塚嘉軼君） 今、理由をお聞きしましたがけれども、これは、対象所帯に対しては十分な周知をしたと。その中で、これしか来なかったということでございますね。そういうふうに解釈してよろしいんですか。

○議長（土井茂夫君） 渡辺保健福祉課長。

○保健福祉課長（渡辺晴久君） 対象世帯につきましては、申請書を直接個別に郵送させていただきまして、個別に周知をさせていただきました。またお知らせ版、それから、取扱店についても周知をさせていただいたところです。

○議長（土井茂夫君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第21号に賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

○議長(土井茂夫君) 全員の挙手です。

よって、議案第21号は原案のとおり可決することに決しました。

ここで午後1時半まで休憩いたします。

(午前 11時54分)

---

○議長(土井茂夫君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は12名です。

(午後 1時28分)

---

#### ◎議案第22号の上程、説明、質疑、採決

○議長(土井茂夫君) 日程第10、議案第22号 令和2年度御宿町水道事業会計予算を議題といたします。

埋田建設環境課長より議案の説明を求めます。

埋田建設環境課長。

○建設環境課長(埋田禎久君) 議案第22号 令和2年度御宿町水道事業会計予算(案)についてご説明申し上げます。

初めに、事業概要でございますが、予算書の1ページをご覧ください。

予算第2条として業務の予定量を定めております。

給水戸数は3,849戸とし、令和元年度見込みに対し10戸の増を見込んでおります。

年間の総給水量は90万1,270立方メートルを見積もり、有収率を94.5%と想定いたしました。また、南房総広域水道企業団からの受水量につきましては、前年度とほぼ同量の36万8,160立方メートルで、総給水量の約4割を占めております。

次に、予算第3条及び第4条に関わるそれぞれの収支についてご説明いたします。

予算書の4、5ページ、事項別明細書をご覧ください。

収益的収入ですが、水道事業収益の総額は3億6,368万2,000円で、前年度に比べ1,707万2,000円の増額となりました。内訳としましては営業収益が2億5,172万6,000円、町及び県からの高料金対策補助金などの営業外収益が1億1,195万6,000円です。増額の主な要因は、営業

外収益における駅前通り県道御宿停車場線に係る配水管移設に対する県補償金です。

6、7ページに移りまして、収益的支出ですが、水道事業費用の総額は3億6,017万円となり、前年度に比べ1,873万3,000円の増額となりました。

営業費用のうち、浄水場の運転管理、維持修繕、広域水道受水費等に関わる原水及び浄水費では1億5,595万3,000円を計上し、前年度に比べ619万5,000円の増額となりました。主な増額理由といたしましては、安定した水道運営のため浄水場運転管理業務について技術員を配置したことによるものです。

次に配水及び給水費ですが、各配水施設の維持管理等に関わるもので、4,959万9,000円を計上し、前年度に比べ1,443万5,000円の増額となりました。増額理由といたしましては駅前通り県道御宿停車場線に係る配水管移設に係る費用です。なお、財源については全額県が負担することとなっています。

8、9ページに移りまして総係費ですが、料金システムや検針委託などの管理経費に関わるもので2,180万1,000円を計上しました。前年度に比べ94万円の減額となりました。減価償却費については前年度とほぼ同額の1億2,882万9,000円を見積もりました。

営業外費用ですが、消費税及び地方消費税に関わるものや企業債の利息に関わる費用で368万2,000円を計上しました。

続いて第4条、資本的収入及び支出についてご説明申し上げます。

10、11ページをお開きください。

資本的収入ですが、総額3,638万3,000円を計上し、前年度に比べ3,289万円の増額です。増額理由といたしましては、ダムから浄水場までの導水管を更新する事業に対する補助金3,198万2,000円です。3か年計画としており、それぞれ国から3分の1、県から3分の1補助されます。

資本的支出でございますが、総額は1億3,874万7,000円となりました。内訳としては建設改良費で1億1,522万1,000円、企業債償還費で2,352万6,000円です。建設改良費の主な内容ですが、導水管の更新や前年度に引き続き実施する浄水場2号ろ過地ろ材等更新のほか、制水弁更新計画に基づき制水弁の更新を実施します。

最後に経理関係についてご説明いたしますので、予算書の18ページをお開きください。本予算における経営見通しをキャッシュフローにまとめたものです。

最初に当年度純利益でございますが、収益的収支に関わる利益額であり、5万4,000円を見込みました。

中段のⅡ、投資活動によるキャッシュフロー及びⅢ、財務活動によるキャッシュフローは資本的収支に関わるもので、固定資産の取得と企業債償還による支出により約1億3,474万5,000円の減となっております。この結果、資金の期末残高は期首に対し約6,500万円減の約5億8,022万円を見込んでおります。

次に19ページをご覧ください。令和元年度における予定損益計算になります。下段になりますが、令和元年度における収益的収支については926万6,000円の純損失を見込んでおります。これは浄水場におけるアスベスト除去事業を実施したことによるものです。なお現況と課題及び経営見通し等につきましては予算概要の1ページ、主要事業につきましては4、5ページにまとめてございますのでご参照いただければと思います。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（土井茂夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第22号に賛成の方は挙手願ひます。

（挙手全員）

○議長（土井茂夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第22号は原案のとおり可決することに決しました。

---

### ◎議案第23号の上程、説明、質疑、採決

○議長（土井茂夫君） 日程第11、議案第23号 令和2年度御宿町国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

渡辺保健福祉課長より議案の説明を求めます。

渡辺保健福祉課長。

○保健福祉課長（渡辺晴久君） それでは、議案第23号 令和2年度御宿町国民健康保険特別会計予算について説明いたします。

国民健康保険会計は平成30年度から県が財政運営の主体となったところですが、令和2年度の国民健康保険会計について、県では被保険者数は少子高齢者の進展などから減少傾向にあるものの医療費の高度化等に伴い、1人当たりの医療費は増加し、また介護サービス費などについても増加傾向にあることなどから、市町村が県へ納付する額の算定に用いる国民健康保険事業費納付金基礎額が前年度に比べ若干増加すると試算しています。

このような状況の中、令和2年度の御宿町の国保会計予算は歳出の70%を占める被保険者の医療費等を基礎数値とする保険給付費を県や町の医療費の動向を踏まえ算出するとともに、県へ納付する国民健康保険事業費納付金については千葉県が市町村ごとに示した額を計上しました。また、財政調整基金からの繰入れを行い、税負担の抑制にも努めました。保健事業費においては県からの特別交付金を活用した特定健康診査の受診率向上のためのシステム導入費や人間ドック受診助成金などを計上しています。

今後も県との連携のもと、積極的に医療費の適正化や保健事業に取り組むとともに国保税の収納率向上を推進し、健全な財政運営に努めてまいります。

それでは予算書に沿って予算案について説明をいたします。

予算書をご覧ください。

第1条は歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億4,121万8,000円と定めるものです。前年度と比較すると430万4,000円、0.4%の増額となっています。

第2条は地方自治法235条の3第2項の規定による一時借入金の最高額を6,000万と定めるものです。

第3条は地方自治法第220条第2項ただし書の規定による予算の流用について定めるものです。

それでは、予算書の歳入歳出事項別明細書に沿って説明いたします。

初めに歳入予算について説明いたします。

予算書の6、7ページをお開きください。

1款国民健康保険税、1項国民健康保険税は一般被保険者分、退職被保険者分を合わせ、対前年度比5.5%減の1億8,553万9,000円を計上しました。保険税の現在年度課税分と滞納繰越分の明細は説明欄のとおりです。国民健康保険税は県に納付する国民健康保険事業費納付金の財源として被保険者に負担していただく目的税です。医療給付費分、後期高齢者支援金分、介

護納付金分に分けられており、所得割、均等割、平等割の3方式により算定しています。

2款使用料及び手数料17万円は、保険税督促手数料です。

3款国庫支出金679万8,000円は、令和3年3月開始予定のマイナンバーカードの保険証利用に対応するシステム改修費について全額国から補助されるものです。

4款県支出金は対前年度比0.8%増の8億4,679万6,000円を計上しました。県支出金のうち、1節普通交付金は歳出の保険給付費のうち療養給付費、高額療養費、高額介護合算療養費に充当されるもので、前年度比0.7%増の8億2,767万円を計上しています。

また、2節特別交付金は医療費の適正化や財政安定化への取組に対する交付金や特定健診等の県負担金等で、前年度比7.8%増の1,912万6,000円を計上しています。増額となった主な要因は、本予算に計上している特定健診受診率向上を目的とした受診勧奨通知作成システム導入費に対し県支出金が充当されることによるものです。

8、9ページをご覧ください。

5款繰入金は、1項他会計繰入金と2項基金繰入金を合わせ8,633万2,000円を計上しています。前年度と比べ6%の減です。

1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金は前年度7.7%の減の6,633万2,000円を計上しています。減額となった主な要因は、所得が一定額以下の被保険者への保険税軽減措置に対する繰入金である保険基盤安定繰入金について、被保険者の減少から総額で232万8,000円の減を見込んだことになることなどによるものです。

2項基金繰入金は税負担の抑制等に資するため、2,000万円を財政調整基金から繰り入れるものです。

6款繰越金1,460万8,000円は前年度からの繰越金です。

7款諸収入は1項延滞金加算金及び過料の見込額を5万1,000円と、2項雑入の一般被保険者第三者納付金や特定健康診査料などの見込額92万4,000円を計上しています。

続いて歳出予算を説明いたします。

予算書の10、11ページをご覧ください。

1款総務費は1項総務管理費から3項運営協議会費の合計で2,063万3,000円を計上しました。前年度と比較して10.4%、193万9,000円の増となっております。

1項総務管理費1,934万9,000円は、職員人件費や国保事務費に係る経費を計上しています。前年度と比較して379万1,000円の増額は歳入の国庫支出金において説明をさせていただきましたが、令和3年3月開始予定のマイナンバーカードの保険証利用に対応するシステム改修費

679万8,000円を計上したことなどによるものです。

2項徴収費は121万4,000円となりました。令和元年度予算にて対応した口座振替受付システム導入の経費が減となったことなどから、185万2,000円の減となっています。

3項運営協議会費は運営協議会委員の報酬を計上するものです。

12ページ、13ページからの2款保険給付費は1項療養諸費、2項高額療養費、3項移送費、4項出産育児一時金、14ページ、15ページの5項葬祭諸費となります。

2款合計では8億3,077万2,000円、対前年度比は0.6%増となりました。このうち被保険者の医療費等に応じて給付する1項療養諸費は前年度と比べ加入者減などから257万1,000円の減額としています。一方、医療費が一定額を超えた場合に給付する2項高額療養費は、医療の高度化などにより1人当たりの医療費が増加していることなどから、前年度に比べ828万円の増となりました。

14ページ、15ページ中段からの3款国民健康保険事業費納付金は、県全体の医療費、後期高齢者支援金及び介護納付金の見込みを基に県が各市町村の医療費や所得水準、また被保険者数等を基に納付額を示すものです。医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分の合計で2億6,765万4,000円の計上となり、前年度と比較して2.4%の減となりました。県全体の国民健康保険事業納付金基礎額が前年度に比べ若干増加すると試算はされていますが、県国民健康保険会計では平成30年度からの余剰金を令和2年度会計に充当することとしていることなどから、町納付金は減額となっています。

4款共同事業拠出金、1項共同事業拠出金の1,000円は、退職者医療制度の経過措置に関する事務を行う国保連合会への拠出金です。

5款保健事業費は下段の1項保健事業費と16、17ページの2項特定健康診査等事業費の合計で1,955万6,000円、前年度と比べ33.9%の増となりました。

1項保健事業費は短期人間ドックの助成金です。令和元年度に助成金をこれまでの3万円から5万円に引き上げており、制度の利用者増を見込み35万円の増としています。

16、17ページの2項特定健康診査等事業費は前年度と比べ460万円増額の1,515万6,000円を計上しています。県特別調整交付金を活用した特定健康診査受診勧奨システム導入経費や、事務効率化のために受診票発送業務委託経費を計上していることから増額となっています。

6款基金積立金は科目設定の1,000円です。

7款諸支出金は過年度の保険税還付金及び還付加算金として160万1,000円を計上しました。

8款予備費は100万円としています。



以上、歳入歳出の総額をそれぞれ11億4,121万8,000円としています。

また、お手元に、ただいま説明いたしました予算編成の基礎的な考え方や歳入歳出、各款ごとの概要、前年度との比較に加え、国民健康保険会計に係る数値の推移等をまとめた予算概要を配付させていただいておりますので、予算書に併せてご覧いただければと思います。

以上で説明を終わります。

なお、本予算につきましては2月19日開催の第4回国保運営協議会にてご承認いただいておりますことを報告させていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（土井茂夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第23号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（土井茂夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第23号は原案のとおり可決することに決しました。

---

#### ◎議案第24号の上程、説明、質疑、採決

○議長（土井茂夫君） 日程第12、議案第24号 令和2年度御宿町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

渡辺保健福祉課長より議案の説明を求めます。

渡辺保健福祉課長。

○保健福祉課長（渡辺晴久君） それでは、議案第24号 令和2年度御宿町後期高齢者医療特別会計予算について説明いたします。

後期高齢者医療制度は、平成20年4月から県内の市町村で設立した千葉県後期高齢者医療広域連合が保険者となり運営しています。制度発足当時は激変緩和措置として保険料の軽減措置などが講じられましたが、制度の持続性や世代間負担の公平性確保などの観点から制度の見直しがされてきました。保険料は千葉県内均一であり2年ごとに見直しが行われており、令和2年度は見直し年度となります。

予算概要の3ページをご覧ください。保険料率の改定について説明をいたします。令和2年、3年度の保険料率は均等割が年間4万1,000円から4万3,400円に、所得割額が7.89%から8.39%に改定されます。また、限度額については2万円引き上げることとしております。保険料軽減については段階的な見直しが行われるところではありますが、8割軽減が7割軽減に、8.5割軽減が7.75割軽減となり、5割軽減、2割軽減の対象となる所得については引上げとなっています。

それでは、予算案に沿って令和2年度予算について説明をいたします。予算書をご覧ください。

第1条は歳入歳出の総額をそれぞれ1億6,333万9,000円と定めるものです。前年度と比較すると1,168万6,000円の増となりました。増額の主な要因は保険料率の改定によるものです。

それでは歳入予算について説明いたします。

6、7ページをお開きください。

1款後期高齢者医療保険料、1項後期高齢者医療保険料は対前年度比10.7%増の1億3,020万5,000円を計上しました。保険料率の改定などにより増額となっています。

2款使用料及び手数料は保険料の督促手数料として9,000円を計上しました。

3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目事務費繰入金は、後期高齢者医療保険に係る事務費46万円について一般会計から繰り入れるものです。

同じく2目保険基盤安定繰入金は、一定の所得以下の被保険者に対する保険料の軽減分について一般会計から繰り入れるもので、前年度と比較して80万5,000円減の3,215万2,000円を計上しました。

4款繰越金の1,000円は前年度からの繰越金について科目設定するものです。

5款諸収入は1項延滞金及び過料、2項償還金及び還付加算金、3項雑入の合計で前年度と同額の51万2,000円を計上しました。保険料延滞金及び広域連合から支払われる過年度保険料の還付金に係る収入です。

続いて歳出について説明いたします。

8、9ページをご覧ください。

1款総務費、1項総務管理費は後期高齢者医療保険に係る消耗品や郵便料で15万2,000円、前年度から7,000円の減です。

同じく2項徴収費は30万8,000円で、前年度から13万1,000円の減です。納付書及び発送用封筒等の印刷製本費などが減となっています。

1款総務費の合計では46万円で、前年度と比較して23.1%の減となりました。

2款後期高齢者医療広域連合納付金は、前年度と比べ1,182万4,000円増の1億6,235万9,000円を計上しました。保険料率改定による増分と均等割額の軽減率改定による保険基盤安定拠出金の減額分などを踏まえ算定しております。

3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金は前年度分の保険料還付金等です。

同じく3款2項諸支出金の1万円は、前年度分の督促手数料を精算するため一般会計へ繰り出すものです。

3款合計では52万円の計上となっています。

以上、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億6,333万9,000円としております。

また、お手元に配付しました予算概要には、ただいま説明いたしました予算編成の基本的な考え方や保険料改定の内容、歳入、歳出、各款ごとの概要、前年度との比較に加え加入者の推移をまとめてございますので、予算書に併せてご覧いただければと思います。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします

○議長（土井茂夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第24号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（土井茂夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第24号は原案のとおり可決することに決しました。

---

◎議案第25号の上程、説明、質疑、採決

○議長（土井茂夫君） 日程第13、議案第25号 令和2年度御宿町介護保険特別会計予算を議題といたします。

渡辺保健福祉課長より議案の説明を求めます。

渡辺保健福祉課長。

○保健福祉課長（渡辺晴久君） それでは、議案第25号 令和2年度御宿町介護保険特別会計予算について説明いたします。

第7期介護保険事業の最終年度である令和2年度の介護保険特別会計は、保険料軽減対象範囲の拡大などの制度改正に対応するとともに、本会計歳出予算の94%を占める保険給付費について、高齢者人口や認定者の推移、介護保険事業計画の推定値や令和元年度の実績などを基に見込額を試算し編成しました。

それでは予算書に沿って、予算案について説明をいたします。

予算書をご覧ください。

第1条は歳入支出の総額をそれぞれ11億654万5,000円と定めるものです。前年度と比較すると626万4,000円、0.6%の減額となっています。

第2条は地方自治法235条の3第2項の規定による一時借入金の最高額を1億円と定めるものです。

第3条は地方自治法第220条第2項ただし書の規定による予算の流用について定めるものです。

それでは予算書の歳入歳出事項別明細書に沿って説明いたします。

初めに歳入予算について説明いたします。

予算書の6、7ページをご覧ください。

1款介護保険料は現年度過年度分を合わせ、前年度比3.4%減の2億2,442万1,000円を計上しました。介護保険料率は第7期の計画期間である平成30年度から令和2年度まで同率となっていますが、令和元年10月からの消費税率改定に合わせた保険料の軽減対象範囲拡大の影響が685万円増えたことなどから、前年度と比べ795万円の減となっています。

2款使用料及び手数料1万2,000円は保険料の督促手数料です。

3 款国庫支出金は前年度比1.8%減の2億4,877万6,000円を計上しました。

1 項国庫負担金は保険給付費に対する法定負担分で、歳出予算の保険給付費の減に伴い、前年度と比べ186万円減の1億7,775万7,000円の計上となりました。

2 項国庫補助金は7,101万9,000円を計上しています。前年度と比較して280万6,000円の減です。

1 目財政調整交付金は市町村ごとに異なる介護保険財政を調整するために交付されるものですが、1 項国庫負担金同様、保険給付費の減に伴い減額を見込んでいます。

2 目及び3 目の地域支援事業交付金は、要支援者に対する訪問通所サービスに係る事業費や介護予防事業、包括支援センターの実施する事業などに対する国の法定負担分です。

4 目保険者機能強化推進交付金は高齢者の自立支援、重度化防止等に関する市町村の取組を推進することを目的として交付される交付金となります。

4 款支払基金交付金は、前年度比0.9%減の2億8,528万4,000円を計上しました。40歳から64歳までの第二号被保険者の保険料分であり、保険給付費や介護予防、日常生活支援総合事業に対し27%の割合で社会診療報酬支払基金から交付されるものです。

5 款県支出金は前年度比0.2%増の1億6,552万円を計上しました。

1 項県負担金1億5,962万円は前年度と比較して54万3,000円の増額です。負担金の対象となる歳出の保険給付費全体は減額となっていますが、県の負担割合の高い施設等給付費の伸びを見込んだことから増額となっています。

2 項県補助金は1 目及び2 目の地域支援事業交付金の合計で590万円を計上しました。介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業等に対する法定負担分で、前年度と比較して21万3,000円の減となりました。

8、9 ページをご覧ください。

6 款繰入金は前年度比4.4%増の1億7,261万7,000円を計上しています。

1 目介護給付費等繰入金、2 目及び3 目の地域支援事業繰入金は、それぞれの対象となる支出に対する町法定負担割合分を繰り入れるものです。

4 目低所得者保険料軽減繰入金は一定所得以下の被保険者に対する保険料の軽減措置分を一般会計から繰り入れるもので、前年度の10月から軽減対象範囲を広げる制度変更が行われたことから、令和2年度は前年度と比べ685万7,000円の増額となっています。なお、繰入金1,552万6,000円に対しては国が2分の1、県が4分の1それぞれ負担することとされており、一般会計の歳入で受けることとなります。

5目その他一般会計繰入金は介護保険を運営するための人件費や事務費に対し繰り入れるもので、給与改定や会計年度任用職員制度の導入に伴い、前年度と比べ118万6,000円増の2,142万9,000円となりました。

7款繰越金は989万5,000円を計上し、収支の均衡を図りました。

8款諸収入は1項雑入から3項延滞金、加算金及び過料までの合計で2万円の計上です。

1項雑入の1目第三者納付金、2目雑入は科目設定のためそれぞれ1,000円を計上していません。

2項受託事業収入は認定調査等を受託した場合の事業収入として、前年度と同額の1万7,000円を計上しました。

3項延滞金・加算金及び過料は、科目設定のため1,000円を計上しています。

次に歳出予算について説明いたします。

10、11ページをご覧ください。

1款総務費は1項総務管理費から12、13ページ4項運営協議会費の合計で2,132万9,000円を計上しました。前年度比は5.9%の増となっています。1項総務管理費の1,217万9,000円は介護保険を運営するための職員人件費や事務費です。職員の給与改定などにより、前年度と比較して36万6,000円の増となっています。

2項徴収費の45万9,000円は保険料徴収に係る事務費です。

3項介護認定審査会費は認定事務に係る事務経費等のほか、令和2年度から会計年度任用職員制度の適用となる認定職員の報酬や期末手当、共済費を計上しています。

12、13ページをご覧ください。

同じく1款総務費の4項運営協議会費は運営協議会委員の報酬を計上するものです。令和2年度は第8期介護保険事業計画策定年度となるため、4回の開催を見込んでいます。

2款保険給付費は1項介護サービス等諸費から14、15ページ上段の5項特定入所者介護サービス等諸費までの合計で10億3,808万4,000円、前年度比0.4%の減となっております。高齢者人口や認定者の推移、介護保険事業計画の推定値や令和元年度の実績などを基に予算計上しております。

1項介護サービス等諸費は前年度と比べ436万3,000円の減です。前年度と比べ1目介護サービス等諸費では606万2,000円の増、2目介護予防サービス等諸費では1,042万5,000円の減となっています。また、このうち施設系サービスは前年度に比べ1,715万3,000円増の4億3,919万1,000円、居宅系サービスは介護予防分も含め2,151万6,000円減の5億2,116万5,000円となっ

ています。介護事業計画との数値と比較いたしますと、施設系サービスでは100.1%、居宅系サービスでは95.8%、合計では97.8%の予算額となっています。

2項その他諸費の70万円は千葉県国民健康保険団体連合会への審査支払手数料です。

3項高額介護サービス等費及び4項高額医療合算介護サービス等費、5項特定入所者介護サービス費等費は第7期の計画値を用い計上しています。

3款地域支援事業費は要支援者を対象に行う訪問や通所サービス介護ケアマネジメント事業費や介護予防事業費、包括支援センターの運営経費を計上するもので、前年度と比べ8.4%減の3,725万2,000円となりました。

1項介護予防・生活支援サービス事業費は要支援者への訪問と通所介護サービスに係る給付費です。前年度に比べ28%減の1,029万5,000円を計上しました。

2項一般介護予防事業費には、健康づくり教室「すこやか」の運営費や介護予防サポーターを中心とした介護予防教室の運営経費、3項包括的支援事業・任意事業費には地域の介護事業者などと連携した見守り訪問事業、介護入門的研修事業、権利擁護のための成年後見人制度の周知事業などの経費を計上しております。

3款の総額が減額となった主な要因は、介護予防・生活支援サービス事業費や健康づくり教室「すこやか」の運営経費について、前年度の執行状況等を踏まえ減額としたことによるものです。

18、19ページ中段からの4款諸支出金は前年度と同額の978万円を計上しました。

3目償還金928万4,000円は第6期計画期間中に千葉県財政安定化基金から借り入れた借入金の償還金です。

5款予備費は前年度と同額の10万円としました。

以上、歳入歳出予算の総額それぞれ11億654万5,000円としております。

また、お手元に、ただいま説明いたしました予算編成の基本的考え方、歳入歳出、各款ごとの概要、前年度との比較に加え、介護保険会計に係る数値の推移をまとめた予算概要を配付させていただいておりますので、予算書に併せてご覧いただければと思います。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（土井茂夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

2番、田中とよ子君。

○2番（田中とよ子君） 2番、田中です。

今の予算を見ましても、介護保険の対象者65歳以上ですね、対象者は徐々に増えています。その中で、見ましても要介護認定者の状況は下がっている。何らかの要因があるだろうとは思いますが、やはりいろいろ介護予防とかそういったものに力を入れてきている実績は出ているのかなというふうに思います。その点について、今後、引き続いてこの事業を続けていかれるものと思いますが、それについて今後新しい事業を検討するような考えがありますか。

○議長（土井茂夫君） 渡辺保健福祉課長。

○保健福祉課長（渡辺晴久君） 介護予防事業に関しましては、今、町では毎週水曜日に生活習慣病と一体的に行う「すこやか」という健康づくり教室を行っております。また、年2回程度各地区に出張して、各公民館、集会所等で実施している「元気生き生き教室」を実施しています。

こういった中で非常に参加者が増えて、また、それを応援してくれる介護サポーターさんも増えてきておまして、毎年活気が増してきておりますので継続して行うとともに、地域で自主的にこのような介護教室を実施していただけるようになればということで、今年度補助金なども創設しているところです。

なかなか行政で全部やろうと思いますとどうしても限りが出てきてしまいますので、地域ごとに住民の方からそういった動きを出せるようにしていければと思います。また再生計画の中でもサロン活動なども実施しておりますので総合的に進めていければというふうに考えておりますので、今後とも引き続き徐々にそういったものを推進していければというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（土井茂夫君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第25号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）



○議長（土井茂夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第25号は原案のとおり可決することに決しました。

---

◎議案第26号の上程、説明

○議長（土井茂夫君） 日程第14、議案第26号 令和2年度御宿町一般会計予算を議題といたします。

田邊企画財政課長より議案の説明を求めます。

田邊企画財政課長。

○企画財政課長（田邊義博君） 令和2年度御宿町一般会計予算（案）についてご説明申し上げます。

予算編成に当たっては町の計画予算のほか住民への影響度や緊急性、国の施策の動向等を注視し、将来の財政的負担増を勘案した上で予算を配分いたしました。予算総額は37億8,100万円、前年度と比較し1億1,220万円、3.1%の増となりました。

予算書の1ページをご覧ください。

第1条は歳入歳出予算の総額を37億8,100万円と定めるものです。

第2条は債務負担行為に関する規定です。予算書6ページの第2表に債務負担行為を行う事項、期間及び限度額を示しております。

第3条は地方債に関する規定でございます。予算書6ページの第3表に令和2年度に起こす予定の地方債の目的、限度額などを示しております。

第4条は一時借入金に関する規定で地方自治法第235条の3第2項による一時借入金の最高額を定めるものです。

第5条は歳出予算の流用に関する既定で、地方自治法第220条第2項ただし書の規定による各項の金額を流用できる場合について定めたものです。

それでは歳入予算の概要につきまして、説明資料の一般会計予算の概要に基づきご説明いたします。

予算概要の45ページをご覧ください。

1款町税は8億7,981万4,000円で、前年度と比較し809万1,000円、0.9%の増と見込みました。増額の主な要因は、町民税における給与等個人所得に係る増加や、軽自動車税における環境性能割の新規追加による増収です。

2款の地方譲与税から10款特例交付金及び12款交通安全対策特別交付金は、国の示す地方財

政計画並びに県の推計値などを基に所要額を計上しています。令和2年度から新たに6款法人事業税交付金加わりました。

11款地方交付税は総額で12億3,750万円を計上し前年度と比較し8,750万円、7.6%の増を見込みます。普通交付税は地方財政計画の内容や県の試算値を参考としながら町税をはじめとした収入変動、地方債償還費の交付税措置額、その他基礎数値の変動による影響を踏まえ算定し、前年度と比較し8,750万円、8%増の11億8,750万円を計上しました。新たに創設される地域社会再生事業費枠が主な増加要因です。特別交付税については前年度と同額の5,000万円を計上しました。

13款分担金及び負担金は2億407万2,000円を見込み、前年度と比較し3,687万5,000円、22.1%の増でございます。清掃センターの施設補修工事等に対するいすみ市からの負担金の増額が主な要因です。

14款使用料及び手数料は6,981万円を見込み、前年度と比較し1,800万円、20.5%の減です。幼児教育無償化によるこども園使用料の減額が主な要因です。

15款国庫支出金は2億3,118万3,000円を見込み、前年度と比較し2,952万3,000円、14.6%の増です。主に社会保障関係経費に係る国庫負担金や地域再生計画に基づく事業に対して交付される地方創生推進交付金、土木工事に係る社会資本整備総合交付金を計上しております。その中で社会保障関係経費及び社会資本整備総合交付金に係る支出金が大きく増加をする見込みです。

16款県支出金は1億9,139万6,000円を見込み、前年度と比較し42万3,000円、0.2%の減です。主に社会保障関係経費に係る県負担金や県民税取扱事務、農業次世代人材投資資金や消防防災施設強化に係る県補助金、選挙事務等に係る県委託金などを計上しており、社会保障関係経費で増加要因はあるものの、農業次世代人材投資資金等補助金や選挙費等委託金の減少により減額となっています。

17款財産収入は2,087万2,000円を見込み、前年度と比較し49万5,000円、2.4%の増です。

18款寄附金は3,000万円を見込み、前年度と比較し2,000万円、40%の減です。活力あるふるさとづくり基金寄附金の令和元年度の決算見込みを勘案し減額としています。

19款繰入金は1億6,823万5,000円を見込み、前年度と比較し1,227万8,000円、6.8%の減です。活力あるふるさとづくり基金繰入金を減額しています。

20款繰越金は令和元年度の決算収支見込額を踏まえ1億円を計上しました。

21款諸収入は7,396万9,000円を見込み、前年度と比較し1,299万7,000円、21.3%の増でございます。

います。海洋センター修繕助成金やこども園給食費、コミュニティ事業助成金等が増加の要因です。

22款町債は3億5,720万円を見込み、前年度に比べ2,530万円、6.6%の減でございます。

23款自動車取得税交付金は令和元年度9月末で廃止されましたが、滞納繰越分に対応するため、科目設定として1,000円を計上しています。

以上、歳入予算合計で37億8,100万円でございます。

次に歳出でございます。

予算書の30ページをご覧ください。

1款議会費は7,100万2,000円を計上し、対前年度比36万2,000円、0.5%の減です。議会活動経費、議会だよりの発行経費等に要する経費を計上しています。

2款総務費は8億9,800万4,000円を計上し、対前年度比3,658万8,000円、4.2%の増です。

1項総務管理費は7億5,418万7,000円で、主な内容は庁舎管理経費をはじめとする事務管理経費のほか、電算機器の使用料、広報誌の発行、共有財産の管理、行政運営補助や各種防災対策経費地方創生推進交付金に係る経費、選挙関連経費などです。

1目一般管理費には総務関係人件費を初め、35ページ電算管理事務費や会計管理及び財務管理等について計上しております。

36ページ、3目財産管理費、町有財産管理事業の12節委託料には町有地測量委託577万円を計上しております。

38ページ、4目企画費には主に移住定住や地域コミュニティ活性につながる経費等を計上しています。具体的には41ページ地域公共交通運営事務事業にエビアミー号の利用促進と利便性向上のためのお出かけ支援事業助成金を計上するほか、43ページの定住化促進事業に国・県の補助金を活用し、UIデータによる企業就業者創出事業補助金を計上。また、地域おこし協力隊経費や地方創生交付金事業に係る経費を地域再生計画に基づき計上しました。

46ページ、6目防災諸費、防災関係事務の17節備品購入費には防災行政無線戸別受信機の購入費として1億5,108万5,000円を計上し、防災行政無線のデジタル化を進めます。

9目活力あるふるさとづくり基金積立金は、ふるさと寄附金の収入を前年度の決算見込みを勘案し3,000万円と見込み、同額を基金に積み立てる予算を計上しています。

46ページから50ページ上段までの2項町税費は、町税の賦課徴収に係る経費でございます。

3項戸籍住民台帳費1目戸籍住民台帳費、戸籍事務費の委託料はマイナンバー制度連携に係る戸籍システム改修委託費として642万4,000円を計上しています。

52ページから54ページ最上段までの4項選挙費は、千葉県知事選挙及び御宿町長選挙に係る経費でございます。

54ページ中段の5項統計調査費は、5年に1度の国勢調査に係る経費を計上しております。

56ページからの3款民生費は9億6,881万7,000円を計上し、対前年度比3,337万8,000円、3.6%の増です。

1項社会福祉費は7億5,378万2,000円を計上し、主な内容は国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療など各特別会計への繰出金のほか、老人福祉、障害者福祉に係る扶助費等でございます。

60ページの3目心身障害者福祉費の障害者自立支援給付事業が前年度と比較し大きく増加しております。

62ページからの2項児童福祉費はこども園及び児童館、放課後児童クラブの運営に係る経費のほか、児童手当に係る経費を計上し、2億1,503万5,000円を計上いたしました。

69ページ上段には旧岩和田児童館の解体工事費を計上しております。

4款衛生費は5億9,187万6,000円を計上し、対前年度比1,465万円、2.5%の増です。

1項保健衛生費は町民の健康管理促進に資する各種健診事業、感染症予防や子ども医療費に係る経費のほか、環境整備に係る経費など1億8,381万5,000円を計上しております。

2目予防費の73ページ風しん追加的対策事業は前年度途中から予算化したもので、本年度は当初予算に132万5,000円を計上いたしました。

3目環境衛生費は環境整備にかかる会計年度任用職員の報酬や河川環境保全、ミヤコタナゴ生息地の環境整備費等を計上しています。

74ページ、4目こども医療対策費のこども医療対策事業には、中学3年生までの子ども及び高校生等への医療費助成に係る経費を計上しています。

76ページ2項清掃費には、清掃センター運営費やいすみ環境衛生組合への負担金など3億8,806万1,000円を計上しました。

2目じん芥処理費は、ごみ収集や焼却等に要する経費を計上しています。

79ページ上段、清掃センター施設整備事業は、清掃センターの維持と安定稼働のための施設補修費6,801万9,000円を計上しています。

3項上水道費は、上水道の安定的な運営と供給単価の抑制を目的として、町水道事業会計に対する補助金を計上しています。

5款農林水産業費は7,967万6,000円を計上し、対前年度比349万5,000円、4.9%の減です。

1項農業費は、農業委員会経費やイノシシをはじめとする有害鳥獣からの被害対策、各種農業振興に係る経費など6,920万円を計上しました。

80ページからの3目農業振興費は、食用菜花を活用した地産地消事業や獣害対策として新たに補助制度を設けるなど合わせて2,729万5,000円を計上しています。

82ページの2項林業費は、前年度から新設された森林環境譲与税を計画的に活用するため基金積立てを行うほか、林道の維持管理等に係る経費を計上しています。

3項水産業費は、種苗放流や漁獲共済補助等の水産業振興経費等を計上しています。

84ページ6款商工費は1億2,578万9,000円を計上し、対前年度比510万6,000円、3.9%の減です。

2目商工振興費、18節負担金補助及び交付金では、中小企業等への各種助成、商工会や町街路等組合への補助、町内就業者への家賃支援などに要する経費を計上しました。

3目観光費、観光関係事務事業では、12節委託料に観光イベント業務委託費用230万円計上するほか、18節負担金補助及び交付金に観光振興推進事業補助金640万円を計上し観光振興に努めるほか、89ページ、東京オリンピック・パラリンピック関係事務事業にて、訪日旅行者向けの情報発信に係る経費を計上しました。

4目月の沙漠記念館管理運営費には91ページ上段、14節工事請負費に外壁塗装工事費234万3,000円を計上しています。

5目町営プール管理運営費の10節需用費の修繕料900万円は、プールろ過装置など機器類の修繕費でございます。

90ページからの7款土木費は1億7,510万2,000円を計上し、対前年度比889万4,000円、5.4%の増です。

1項土木管理費は職員人件費や管理的経費のほか町道の草刈り、清掃業務に係る経費を計上しています。

92ページ2項道路橋梁費は1億1,972万5,000円で、道路新設改良費の12節委託料に前年度策定したトンネル長寿命化修繕計画に基づき補修設計業務委託として387万2,000円を、14節工事請負費では中山田地先の天神橋における二期工事分として橋梁補修工事に6,083万円をその他生活関連道路の排水路整備や舗装改良に要する工事費を計上しています。

3項住宅費は946万5,000円で、町営住宅の維持管理に要する経費を計上しています。

14節工事請負費では、岩和田団地の一部解体工事費として665万5,000円を計上しています。

4項都市計画費は822万6,000円で、都市計画行政に係る経費を計上しています。被災住宅修

繕緊急支援事業の18節負担金補助及び交付金には、令和元年台風被害における被災住宅修繕緊急支援事業として185万8,000円を計上しています。

5項河川費は593万6,000円で、河川の管理費を計上しています。

12節委託料には、川床の堆積土撤去に係る委託経費193万6,000円を計上しています。

96ページ、8款消防費は2億8,185万2,000円を計上し、対前年度比1,349万4,000円、5%の増です。消防費には町消防団の活動経費や広域常備消防への負担金等に係る経費を計上しております。

1項消防費、1目常備消防費には広域消防への負担金、2目非常備消防費には主に町消防団に要する経費。

98ページ、3目消防施設費には、第一分団詰所の建設工事5,000万円や第二分団新町庫の解体工事費1,518万円など、消防施設に要する経費を計上しました。

98ページ、9款教育費は2億5,093万8,000円を計上し、対前年度比708万円、2.7%の減です。

1項教育総務費は7,140万4,000円で、教育委員会運営経費や外国語指導助手等に係る経費を計上し、2目事務局費、教育委員会事務局事務事業の101ページ12節委託料に町内小中学校施設の適正管理のため、長寿命化計画策定業務委託510万1,000円を計上しています。

102ページ2項小学校費は4,999万9,000円、104ページ3項中学校費は1,898万3,000円で小中学校の運営経費や教育振興経費をそれぞれ計上しています。

108ページから114ページまでの4項社会教育費は4,576万7,000円で、公民館運営費や資料館費、文化財保護費を計上しています。

114ページから120ページまでの5項保健体育費は6,478万5,000円で、体育施設運営経費や共同調理場運営に係る経費を計上しており、116ページ2目体育施設費では、B&G海洋センターの野球場整備工事として335万5,000円を、プール施設監視清掃業務で304万9,000円を、119ページ体育館の屋根改修工事で805万1,000円をそれぞれ計上しています。

120ページ、10款災害復旧費は科目設定として1,000円を計上しております。

11款公債費は3億3,494万3,000円を計上し、前年度と比較し2,123万9,000円、6.8%の増となりました。

12款予備費は地方自治法における予備費の設定の趣旨を踏まえ、前年度と同額の300万円を計上しました。

以上、予算総額を37億8,100万円とするものです。

なお、令和2年度予算に係る主要事業等につきましては、予算概要の20ページから44ページ

に記載しております。

次に第2条の債務負担行為のご説明をいたします。

予算書の6ページ、上段をご覧ください。

町有地測量委託については、浜、須賀地先の測量を行うもので、期間は令和2年度から令和6年度までの5年間で限度額は2,884万6,000円です。

第4期千葉電子申請サービス提供業務は、電子申請の共同利用システムへ令和3年度から加入するため令和2年度からシステム構築を開始する必要があるもので、期間は令和2年度から令和7年度までの6年間、限度額は30万1,000円でございます。

続いて第3条の地方債について説明いたします。

6ページ下段をご覧ください。

地方債は限度額合計3億5,720万円を計画し、借入する際の利率を3%以内とするものです。地方債の内訳でございますが、公用車管理事業は低公害仕様の公用車の導入に充てるもので、地域活性化事業債を予定し、充当率は90%、後年度の普通交付税で元利償還金の30%の財政措置があるものです。防災施設整備事業は防災行政無線のデジタル対応戸別受信機の購入に充てるもので、緊急防災減災事業債を予定し充当率は100%、交付税措置は70%です。

旧岩和田児童館解体事業は旧岩和田児童館の解体事業に充てるもので、公共施設等適正管理推進事業債を予定し、充当率は90%です。

中山間的総合整備事業は、平成21年度から実施している中山間地域総合整備事業の町負担分に充てるもので公共事業等債を予定し、充当率は90%、交付税措置は50%です。

道路橋梁整備事業は、天神橋の補修事業やトンネル補修設計業務に充てるもので公共事業等債を予定し、充当率は90%、交付税措置は50%です。

消防施設整備事業は消防団詰所整備事業費に充てるもので、緊急防災減災事業債を予定し充当率は100%、交付税措置は70%です。消防施設解体事業は消防団詰所解体事業費に充てるもので公共施設等適正管理推進事業債を予定し充当率は90%です。臨時財政対策債は後年度の普通交付税にて発行可能額の100%について財政措置がございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（土井茂夫君） 本日は議案第26号 令和2年度御宿町一般会計予算の説明までとし、質疑、討論、採決については12日に行います。

---

◎散会の宣告

○議長（土井茂夫君） 以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

12日は午前10時から会議を開きますのでご参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

長時間にわたりご苦労さまでした。

（午後 2時39分）